

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	保手濱建設株式会社	代表者氏名	保手濱 圭佑
主たる営業所の所在地	広島県竹原市下野町4698-108		
許可番号	広島県知事許可 (特-3) 第3144号	許可を受けている建設業の種類	{特定}土、と、石、舗、水

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和7年3月26日	処分を行った者	広島県知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第1項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容 建設業法第28条第1項に基づく指示 1 労働安全衛生法その他関係法令の遵守について、役員及び社員教育の徹底を図ること。 2 社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努めること。 3 上記により講じた措置について、速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反 保手濱建設株式会社は、令和5年6月26日、竹原市小梨町地内の伐採現場において、労働者にチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務につかせるに当たり、伐木の業務に関する安全のための特別の教育を行わなかった。 このことにより、同社及び同社の代表取締役は、竹原簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和6年10月28日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。		
その他参考となる事項			